

大学共同利用機関法人の第 5 期中期目標・中期計画の項目等について《案》

中 期 目 標	中 期 計 画
(前文) 法人の基本的な目標 「国立大学法人等改革基本方針」（令和 7 年 11 月 4 日 文部科学省）に示された国立大学法人等の全体のミッションに対し、自法人が、自らの強みや特色、社会的役割を踏まえてどのような役割を果たしていくかという観点から、2040 年を見据えた法人の基本的な目標や使命を明確かつ簡潔に記載。	※記載に当たっては、留意事項を参照し、次の事項を明記ください。 ①選択した中期目標について各法人の特色や強みを踏まえ具体的に達成を目指す水準 ②その水準を達成するための方策 ③その水準に向けた進捗状況や達成状況について検証可能な評価指標
◆ 中期目標の期間 中期目標の期間は、令和 10 年 4 月 1 日～令和 16 年 3 月 31 日までの 6 年間とする。	
I 教育研究の質の向上に関する事項 ※「第 5 期中期目標期間における大学共同利用機関法人中期目標大綱（素案）」から、留意事項を踏まえて選択し、記載 1 研究 ・中期目標を記載（文末に選択した中期目標番号を記載）	I 教育研究の質の向上に関する事項を達成するためにとるべき措置 1 研究に関する目標を達成するための措置 ・中期計画本文を記載 評価指標
2 共同利用・共同研究 ・中期目標を記載（文末に選択した中期目標番号を記載）	2 共同利用・共同研究に関する目標を達成するための措置 ・中期計画本文を記載 評価指標
3 教育・人材育成 ・中期目標を記載（文末に選択した中期目標番号を記載）	3 教育・人材育成に関する目標を達成するための措置 ・中期計画本文を記載 評価指標
4 その他社会との共創、教育、研究に関する重要事項 ・中期目標を記載（文末に選択した中期目標番号を記載）	4 その他社会との共創、教育、研究に関する重要事項に関する目標を達成するための措置 ・中期計画本文を記載 評価指標

5 その他 ・中期目標を記載（文末に選択した中期目標番号を記載）	5 その他に関する目標を達成するための措置 ・中期計画本文を記載 <table border="1" data-bbox="1189 193 2110 229"> <tr> <td>評価指標</td> <td></td> </tr> </table>	評価指標	
評価指標			
Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する事項 ※「第5期中期目標期間における大学共同利用機関法人中期目標大綱（素案）」から記載 ・中期目標を記載（文末に選択した中期目標番号を記載）	Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 ・中期計画本文を記載 <table border="1" data-bbox="1189 411 2110 448"> <tr> <td>評価指標</td> <td></td> </tr> </table>	評価指標	
評価指標			
Ⅲ 財務内容の改善に関する事項 ※「第5期中期目標期間における大学共同利用機関法人中期目標大綱（素案）」から記載 ・中期目標を記載（文末に選択した中期目標番号を記載）	Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置 ・中期計画本文を記載 <table border="1" data-bbox="1189 687 2110 724"> <tr> <td>評価指標</td> <td></td> </tr> </table>	評価指標	
評価指標			
Ⅳ 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項 ※「第5期中期目標期間における大学共同利用機関法人中期目標大綱（素案）」から記載 ・中期目標を記載（文末に選択した中期目標番号を記載）	Ⅳ 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置 ・中期計画本文を記載 <table border="1" data-bbox="1189 1000 2110 1037"> <tr> <td>評価指標</td> <td></td> </tr> </table>	評価指標	
評価指標			
Ⅴ その他業務運営に関する重要事項 ※「第5期中期目標期間における大学共同利用機関法人中期目標大綱（素案）」から記載 ・中期目標を記載（文末に選択した中期目標番号を記載）	Ⅴ その他業務運営に関する重要事項に関する目標を達成するためにとるべき措置 ・中期計画本文を記載 <table border="1" data-bbox="1189 1230 2110 1267"> <tr> <td>評価指標</td> <td></td> </tr> </table>	評価指標	
評価指標			
（その他の記載事項）（別途連絡）			

留意事項

1. 全般的な留意事項

- 一 本資料は、中期目標・中期計画の記載事項と記載に当たって盛り込んでいただく必要のある内容を示したものです。
- 二 「法人の基本的な目標」、「中期目標の期間」及びローマ数字部分の項目は必須の記載事項です。中期目標・中期計画の記載方法は以下の2及び3を参照ください。
- 三 各法人の基本的な目標や使命と密接な関連を有し、一層の機能強化を図る事項を中心に記載するものとし、必ずしも全ての活動を記載する必要はありません。ただし、個別の取組の単なる列挙にとどまらず、法人の基本的な目標や使命、目指すべき機能強化の方向性に向けて、中期目標・中期計画全体の整合性が明確になるよう留意してください。
- 四 具体的な事項の記載に当たっては、各法人の方針に照らし、以下の内容等も参考にして作成してください。
 - ・我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～（答申）（令和7年2月21日 中央教育審議会）
 - ・改革の方針（令和7年8月29日 国立大学法人等の機能強化に向けた検討会）
 - ・国立大学法人等改革基本方針（令和7年11月4日 文部科学省）
 - ・第7期科学技術・イノベーション基本計画（令和8年3月27日 閣議決定）
 - ・国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン（平成31年2月25日） ※令和8年●月●日改定
 - ・研究設備・機器の共用推進に向けたガイドライン（令和4年3月 大学等における研究設備・機器の共用化のためのガイドライン等の策定に関する検討会）
 - ・研究開発マネジメント人材の人事制度等に関するガイドライン（令和7年6月 科学技術・学術審議会人材委員会）
 - ・技術職員の人事制度等に関するガイドライン（令和8年3月 科学技術・学術審議会人材委員会）
 - ・第6次国立大学法人等施設整備5か年計画（令和8年3月31日 文部科学大臣決定）
- 五 中期目標・中期計画は、国立大学法人評価委員会による中期目標期間終了後の評価の基本的な基準や要素としての性格を持つこと、また、国立大学法人運営費交付金の配分に当たり、中期目標・中期計画における指標の設定や国立大学法人評価の結果が活用される可能性があることに御留意ください。
- 六 大学・研究機関関係者以外にもわかりやすい表現となるよう、特にアルファベットの略称については初出の場合は省略せず記載する、一般的にわかりにくいと思われるカタカナ語については可能な範囲で説明を付すなど、工夫し記載してください。

2. 中期目標

- 一 「第5期中期目標期間における大学共同利用機関法人中期目標大綱（素案）」（以下「大綱（素案）」という。）から、以下を踏まえて選択し、各法人の中期目標としてください。
 - (1) 「Ⅰ 教育研究の質の向上に関する事項」からは、各法人の全体のミッションに対して法人が果たす役割を踏まえ、10項目程度を選択してください。「1. 研究」～「5. その他」について、それぞれ1項目は必ず選択してください。
 - (2) 「Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する事項」、「Ⅲ 財務内容の改善に関する事項」、「Ⅳ 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項」及び「Ⅴ その他業務運営に関する重要事項」からは全ての項目を選択してください。

- 二 法人の機能強化の方向性を適切に反映した中期目標とする観点から、一に示す留意点に拠らない選択をすること、大綱（素案）に記載の項目を修正すること又は大綱（素案）にない法人独自の中期目標を追加することも可能です。その場合には、法人の基本的な目標や使命、機能強化の方向性に照らして、そのような中期目標の設定の必要性が十分に説明可能なものとなるように留意してください。
- 三 中期目標の設定に当たっては、中期目標の文末に、大綱（素案）における中期目標番号を記載してください。法人独自の中期目標を設定する場合は、Ⅰ～Ⅴのカテゴリー内のいずれかの項目の中に追記し、中期目標の文末に【独自】と記載してください。

3. 中期計画

- 一 中期目標ごとに、当該中期目標について具体的な達成を目指す水準、その水準を達成するための方策、その水準に向けた進捗状況や達成状況について検証可能な評価指標を明記してください。
- 二 機能強化を図る事項の明確化・焦点化する観点から、原則として、中期計画は1つの中期目標当たり1～2項目程度、評価指標は1つの中期計画当たり1～2項目程度としてください。ただし、中期目標・中期計画全体として特に重点を置く中期目標であり一層の機能強化を図る事項が複数領域にわたる場合、大学共同利用機関ごとに取り組を書き分ける必要がある場合など、必要な場合にはこの限りではありません。なお、複数の中期目標に対応する中期計画を作成しても構いませんが、同一の計画を設定した場合には、2回目以降は末尾に「（再掲）」と記入してください。
- 三 中期計画の作成に当たっては、以下の点に留意してください。
 - (1) 当該中期目標の達成との関係が明確であり、それが達成されたか否かを検証・評価することが可能な中期計画としてください。このため、中期目標期間と比較して過度に長期的な事項や過度に短期的な事項は含めないように留意してください。
 - (2) 達成を目指す水準については、各法人の第4期中期目標期間の成果等を踏まえて妥当性が説明できるようにしてください。その際、実現可能性に配慮しつつも、計画達成の社会的価値や意義の大きさが社会一般から見て客観的に理解されるものとなるよう、法人の規模や特性等に照らして達成を目指す水準が十分に高いものであることが説明可能な計画を設定することに留意してください。
 - (3) 達成を目指す水準については、達成度の評価が困難となる表現（「検討する」「図る」「努める」など）は控えてください。
- 四 評価指標の設定に当たっては、以下の点に留意してください。
 - (1) 当該中期計画において達成すべき水準との関係が明確であり、それが達成されたかどうかの検証に資する指標としてください。
 - (2) 評価指標は定量的、定性的いずれでもかまいませんが、三(2)のとおり、法人の規模や特性等に照らして十分に高い達成水準の中期計画を設定することとしていることを踏まえて、評価指標についても、目指すべき水準や目標値として適切なものとなっているか、その妥当性を十分に検証した上で、単にアウトプットの量を測るものにとどまらず、各取組の進捗状況及びその成果等を第三者が検証可能な指標を設定してください。このため、達成度の評価が困難となる表現（「検討する」「図る」「努める」など）は控えてください。
 - (3) 定性的な評価指標を設定する場合には、当該中期計画において達成すべき水準の評価が定量的な評価指標によっては困難であるなど、定性的な評価指標によって評価する必然性が説明可能なものとなるよう留意してください。
- 五 別途案内する「機能強化を先導する評価指標」及び「卓越した評価指標」としての設定を申請する指標については、指標の末尾

に「【先導】」及び「【卓越】」と記載してください。

六 その他の記載事項については、国立大学法人法第31条第2項第4号から第7号まで及び同項第8号に基づく国立大学法人法施行規則第7条各号に定める事項のほか、安全管理に関する計画等について記載して頂く予定ですが、詳細については別途御連絡します。

4. その他

一 第5期中期目標期間における大学共同利用機関法人中期目標大綱は、4年目終了時評価、国立大学法人等の組織及び業務全般の見直しの検討を経た上で、令和9年6月頃を目途に改めて提示する予定です。